

PCR検査についてのFAQ

Q1

緊急事態宣言が10月1日以降も延長される場合は、どのような対応をすればよいか。

A1

緊急事態宣言が延長された場合、改めて通知しますが、通知発出までの間は、鑑文「1(1)大阪府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域となった場合」と同様の対応でご準備ください。

Q2

検査キットは、余分に受け取ることは可能か。

A2

可能ですが、未使用分については全て業者に返却してください。

Q3

未使用の検査キットは、返却する必要があるのか。

A3

業者が検体を回収する際に、未使用の検査キットを必ず同封の上、返却してください。

破損していたキットがあった場合も同様です。

小中学校課に返却ではありません。

学校に検査キットを残さないようにお願いします。

Q4

修学旅行等に参加予定の児童生徒がPCR検査を受けられない場合、どのように対応すればよいか。

A4

検査の趣旨をふまえ、市町村教育委員会及び学校で個別の判断により、対応をお願いします。

Q5

ワクチンを接種した中学生や教職員にもPCR検査は必要か。

A5

修学旅行等に参加するすべての児童生徒及び引率の教職員に対して検査の実施をお願いします。

Q6

検体の採取は学校で行うのか。児童生徒の自宅で採取することは可能か。

A6

どちらで行っていただいてもかまいません。各校で方法をご判断ください。

Q7

学校からの検体を業者が回収する日までに検体採取を行うことができない児童生徒がいる。後日送付などの個別対応は可能か。

A7

個別対応はできません。業者回収は一度だけになります。

Q8

今回のPCR検査で「陰性」となっても、その後、濃厚接触者と保健所により特定された場合、修学旅行等には参加できないのか。

A8

「濃厚接触者」と特定された場合は、出席停止となり、参加することはできません。詳細は、保健所と相談の上、対応ください。

Q9

市町村独自でPCR検査を実施してよいか。

A9

構いません。

Q10

府委託業者の事業によるPCR検査を実施するにあたって、市町村での予算上の措置や、学校での検査キットの受領報告等は必要か。

A10

市町村での予算上の措置は必要ありませんが、以下の事務手続きをお願いします。

- ① 市町村教委は様式1により府へ検査キットの必要数等の報告、検査実施状況の報告(※)
- ② 学校は児童生徒から検体を回収、業者へ検体及び様式2を送付

※ ①のうち、検査実施状況の報告にかかる詳細については別途お知らせします。

Q11

検査キットの扱い等、業者に問い合わせたい。

A11

直接の問い合わせはご遠慮ください。